

情報最前線

固定資産課税台帳の閲覧
土地・家屋の価格等の縦覧

平成23年度は、固定資産税の価格を据え置く最終年度に当たるため、土地・家屋の評価替えは行っていません。

しかし①新たに固定資産税の対象となった家屋②土地の地目変更、家屋の増改築などによって基準年度(平成21年度)の価格によることが適当でない土地・家屋については、新たに評価を行い、価格の決定を行っています。

■閲覧・縦覧期間

4月1日(金)～5月2日(月) 8時30分～17時15分

■固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者、賃借権・その他の利用収益を目的とする権利者が閲覧できます。

■土地・家屋価格等の縦覧

納税者が、本人の所有する土地や家屋の価格と周辺の土地や家屋の価格を比較し、価格の適正さを判断できる制度です。価格の比較という目的以外の縦覧は、お断りすることがあります。縦覧帳簿に記載されている

内容は次のとおりです。

○土地価格等縦覧帳簿

土地の所在、地番、地目、地積、価格

○家屋価格等縦覧帳簿

家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年次、床面積、価格

■閲覧・縦覧で必要なもの

印鑑、本人確認のための運転免許証、健康保険証など

■閲覧・縦覧場所、問合せ

○市庁舎本館資産税課 資産税係

TEL 0897-52-1325

○各総合支所

税務課税務係(東予)

総務課税務係(丹原・小松)

工場立地法の届出先が変わります

4月1日より工場立地法等に基づく特定工場の新設の届出受理などにかかわる事務が愛媛県から西条市へ権限移譲されました。

特定工場の新設の届出等は市に提出してください。

■4月1日からの提出先

市庁舎本館商工労政課 中小企業係
TEL 0897-52-1220

障害者等の自動車税、軽自動車税を減免します

障害のある方の社会参加を積極的に支援するため、自動車税、軽自動車税の減免を行います。申請期限後は受付できませんので、早めに申請を行ってください。

■対象となる車

4月1日現在で障害者が所有する自動車、二輪車、軽自動車(1人につき1台)

※障害者が18歳未満、知的または精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方が所有する車を含みます。

※障害者用に改造した車輛も減免の対象となる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

■使用目的

①障害者本人が運転する車 目的は特に問いません。
②障害者と生計を一にする方が運転する車 申請日現在において障害者の通学、通院、通所、生業のために車を使用し、かつ今後1年以上の間、月4回以上使用が見込まれる場合。

③障害者のみで構成される世帯の方を常時介護している

方が運転する車

申請日現在において障害者のために車を使用し、かつ今後1年以上の間、週3回以上の使用が見込まれる場合。

■申請に必要なもの

印鑑、納税通知書、身体障害者手帳(戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、運転免許証、車検証

※本人以外が運転する場合はほかに書類が必要です。

■申請期間

○自動車税 5月24日(火)まで

○軽自動車税 納税通知書受領後から5月24日(火)まで

※軽自動車税の納税通知書は5月上旬に発送予定です。

■自動車税の申請先

東予地方局課税課

TEL 0897-56-1300

■軽自動車税の申請先

○市庁舎本館市民税課

市民税係
TEL 0897-52-1317

○各総合支所

税務課税務係(東予)

総務課税務係(丹原・小松)

■自動車税・軽自動車税が減免される障害者の障害程度

区分	障害者の程度	障害の程度	
		本人の運転	家族等の運転
視覚障害	身体障害者	1～4級	
	戦傷病者	特別～4項症	
聴覚障害	身体障害者	2・3級	
	戦傷病者	特別～4項症	
平衡機能障害	身体障害者	3級	
	戦傷病者	特別～4項症	
上肢不自由	身体障害者	1・2級	
	戦傷病者	特別～3項症	
下肢不自由	身体障害者	1～6級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症	特別～3項症
体幹機能障害	身体障害者	1～3款症	——
	戦傷病者	1～3級、5級	1～3級
乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害	身体障害者	1～3款症	特別～4項症
	戦傷病者	1～3款症	——
上肢機能移動機能	身体障害者	1・2級	
	戦傷病者	1～6級	1～3級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害	身体障害者	1～3級	
	戦傷病者	特別～3項症	
音声機能障害	身体障害者	3級(無喉頭)	——
	戦傷病者	特別～2項症(無喉頭)	——
知的障害	療育手帳	A級	
精神障害	保健福祉手帳	1級	